

著作権法の保護対象の広がりと著作物等の利用許諾に係る権利の 当然対抗制度の導入が倒産手続に与える影響について

長谷部陽平
Yohei Hasebe

PROFILEはこちら

著作権法の保護対象の広がりと著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入

2015年に出された知的財産高等裁判所判決 (TRIPTRAP 知財高裁判決) は、実用品のデザインを広く著作権法の保護対象に取り込みました。他方、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会は、2018年12月の中間まとめ(案)において著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入について「適当である」とし、かつ、「早期の対抗制度導入を求めるニーズがある」として、早期導入に極めて前向きな姿勢を鮮明にしました。

当然対抗制度を導入する著作権法の改正はもう少し先になりますが、本稿では、かかる著作権法の保護対象の広がり
と著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入を踏まえた倒産手続における著作権及び著作物の利用許諾に係る権利(以下「著作権等」という。)の処理について整理します。

1-1 著作権法の保護対象の広がり

知財高判平成27年4月14日判時2267号91頁 (TRIPTRAP 知財高裁判決) は、従来原則として著作権法による保護対象外とされてきた「応用美術」である実用品のデザイン(幼児用椅子のデザイン)につき、著作権法による保護を及ぼすべきであるとの判断を示しました。本判決は、両当事者が上訴することなく、確定しています。

従前、放送、出版、音楽、ソフトウェアといったごく限られた分野を除き、ビジネスにおいて著作権等の処理が注目されることは多くありませんでしたが、本判決により、現在、著作権等の処理は、ビジネスにおいて避けて通れない課題となっています。

1-2 倒産手続における著作権等の処理への影響

1-2-1 著作物

著作権法の保護対象の広がり、帳簿上資産に計上されない財産の増加を意味します。また、著作権法の保護対象が広がったのは上記のとおり2015年であり、実用品のデザイン等についてライセンス契約が締結されている例(著作権条項が整備されている消費供給契約等の例)はそれほど多くありません。そのため、管財人としては、破産者のサービス・製品、製造設備等につき、著作権を意識して処理する必要があります。

1-2-2 ライセンス契約の処理

ライセンス契約については、双方未履行双務契約に関する規定の適用があります。特に、当然対抗制度の導入前には、管財人は著作権に係るライセンス契約につき広く解除権を有することから、当該契約の処理に際しては、解除権の行使及びそれを前提とした交渉を鋭意行う必要があります。

2-1 著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会は、2018年12月の中間まとめ(案)において、著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の早期導入に極めて前向きな姿勢を示しました。

利用許諾に係る権利の当然対抗制度は、利用許諾に係る権利の発生後は、何らの要件を備えることなく、かかる権利を第三者に当然に対抗できるという制度です。当然対抗制度は、特許法、実用新案権法及び意匠法においては2011年に既に導入されていますが(特許法99条1項、実用新案法19条、意匠法28条)、他方、商標法においては導入されておら

ず登録対抗制度が導入されているに過ぎません(商標法31条4項)。

2-2 倒産手続における著作権等の処理への影響

2-2-1 総論

著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入により、著作権に係るライセンス契約については、広く、管財人による解除権行使が制限されることとなります。そのため、同制度導入後は、管財人は、ライセンス契約の継続を前提とした著作権の処理を迫られることとなります。

2-2-2 著作権等の把握

著作権の譲渡やM&Aと異なり、倒産は突然起こり、管財人は何の事前準備もなく著作権等の処理に直面することとなります。著作権の譲渡やM&Aでは、事前に譲渡・承継前にデューデリジェンスが行われ、著作権の譲受人が著作物等の利用許諾に係る権利を正しく認識できるようになります。また、著作権の譲受にあたり著作権者にライセンス契約の不存在等を表明保証してもらうことにより、譲受人の認識と実態が異なることが判明した場合にも、金銭的補償を受けることにより、損害の填補が可能となります。これに対し、倒産局面においては、管財人は、一般に、破産者がどのような著作権を有しているか、及び当該著作物等の利用許諾の有無・内容等について、十分に正確な認識を有することが困難です。特に、著作権は特許権等と異なり一般に登録されないことから、まずもって著作権自体の存在を把握することが困難であるにもかかわらず、当然対抗制度の下では当該著作物等に係る利用許諾契約に管財人が拘束されざるを得ない場面も多くなることから、管財人としては、初動段階で、破産者に十分なヒアリングを行うなどして、著作権及び著作物等に係る利用許諾契約の存在を認識することが重要となります。

2-2-3 契約の一体性

特許権等の実施許諾は、通常、ライセンス契約により行わ

れます。他方、著作物等に係る利用許諾は、放送、出版、音楽、ソフトウェアといったごく限られた分野を除き、ライセンス契約ではなく、業務委託契約に「知的財産権の取扱いに関する条項」を設けるなどして行われることが少なくありません。このような利用許諾につき当然対抗制度が適用された場合、利用許諾権者が管財人に対して利用許諾に係る権利を対抗できる範囲＝管財人による解除権が制限される範囲が「知的財産権の取扱いに関する条項」にとどまるのか、業務委託契約等の契約全体に及ぶのかは、明らかではありません。この問題は、特許権等の当然対抗制度に関しても指摘されていますが、著作権等の当然対抗制度においてはより深刻な問題となります。

3 最後に

著作権法の保護対象の広がりや著作物等の利用許諾に係る権利の当然対抗制度の導入が倒産手続に与える影響は相当程度大きなものになることが予想されます。現時点では、これらの影響に対処する倒産法改正の動きはありませんが、今後の展開が注目されます。